

# 長期療養者にかかる経費の申立書

[ 条件 ] 家庭状況調書の⑩「特別控除」欄の長期療養者に記載した人

受験番号

学生(申請者)氏名

(自署)

下記のとおり申し立てます。

長期療養者 氏名・年齢	( )歳	続柄
病名・療養期間	年 月 から	
健康保険等の種類	被保険者又は被扶養者の別	被保険者・被扶養者

経費の内訳

単位：円

支出年月	①入院分	②外来診療分	③介護支援	④医薬品代	⑤交通費	⑥補填される金額 (高額医療費・保険金等)	月額計 (①～⑤)－⑥
令和 年 月							
通院に公共交通機関を利用している場合： (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅 (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅							
令和 年 月							
通院に公共交通機関を利用している場合： (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅 (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅							
令和 年 月							
通院に公共交通機関を利用している場合： (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅 (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅							
令和 年 月							
通院に公共交通機関を利用している場合： (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅 (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅							
令和 年 月							
通院に公共交通機関を利用している場合： (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅 (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅							
令和 年 月							
通院に公共交通機関を利用している場合： (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅 (電鉄・バス会社名： ) ( ) 駅 ～ ( ) 駅							
6カ月分計							⑦
6カ月分合計金額〔⑦ 円〕×2＝1年間療養費〔 円〕							

## 注意事項

- 長期療養者とは、申請時現在において6か月以上の期間療養中の者又は今後も療養の必要が見込まれると認められる者となります。
- 経費は、申請時までの支出金額に基づき、今後の療養見込期間を考慮して、年間の療養期間に見合った額を算出してください。
- 対象とする経費は、次のとおりとします。

控除の対象	ア) 医師又は歯科医師への診療・治療費	【証明書类等】 ・医師等の証明書 ・定期的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)
	イ) 病院、診療所への入院費用	
	ウ) マッサージ、はり、きゅう、柔道整復などの治療費	
	エ) 看護人に対して支払う費用(看護人に対する賄い費を含む。)	
	オ) 治療又は療養のための医薬品費	
	カ) 病院、診療所への通院費(必要不可欠と認められるものに限る。ただし、タクシー利用の場合は領収書を添付すること。)	
キ) 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		
控除の対象外	健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。 光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。	

- 医師等の証明書を添付してください。
- 経費の領収書 直近6か月分(長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申し込み時点の分まで)の領収書のコピーを提出してください。(上記3のア～キ(カのタクシー利用費以外の通院費は除く)の経費は領収書のないものは認めません。)
- 健康保険等によって医療給付を受ける場合及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。
- 証明書類は一切返却しません。後日、原本が必要となるもの(医療費の領収書等)は必ずコピーを提出してください。
- 健康保険等によって医療給付を受ける場合及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。
- 申し込み時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。